

様式C－19

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月28日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530046

研究課題名（和文） 法廷地国際私法による規律の貫徹の限界—方法論としての「承認」の展開の文脈で

研究課題名（英文） Limits of the Regulation of Situations created abroad from the point of view of the Forum's Conflict of Law

研究代表者

中西 康 (NAKANISHI YASUSHI)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：50263059

研究成果の概要（和文）：ヨーロッパ国際私法における、「承認」という方法論の発展などの最近の展開が、わが国の国際私法にもたらすインパクトについて検討することで、わが国の国際私法体系の特徴を明らかにした。法廷地の抵触法によって、渉外的法律関係を規律することは一定の限界があり、例外的には、基本的人権の要請などの理由から、外国で適法に成立した関係を「承認」することが求められる可能性があることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：The study of the impact on the Japanese private international law of the recent developments in Europe, such as the developments on the methodology of “recognition”, revealed the characteristics of the Japanese system of private international law. There are certain limits when international legal relationships are governed by the conflict of laws of the forum. Exceptionally, the “recognition” in the forum of a legal relationship that was legally constituted under a foreign country’s laws can be invoked on the ground of the protection of the fundamental human rights.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合 計
2009 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総 計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：EU法 ブリュッセルⅠ規則 国際裁判管轄 外国判決の承認 相互承認原則 欧州人権条約 EU市民権 一方主義

1. 研究開始当初の背景

渉外的法律関係を国際私法（以下ではとくに断らない限り、準拠法選択に関する狭義の国際私法と、国際裁判管轄や外国判決の承認執行などの渉外的手続問題を処理する国際民事手続法の両方を含む、広義の国際私法の意味で用いる）により規律するアプローチは、比較法的に見て、大きく2つに分かれる。一

方では、法律関係から出発してその「本拠」を探求する、それと最も密接な関係を有する地の法を探求するアプローチであり、法律関係からのアプローチと呼ばれるが、その際に双方主義的な抵触規則を用いるので、双方主義とも呼ばれる。これに対して他方では、法律関係を規律する法規から出発してその適用範囲はどこまで及ぶのかという探求を

行うアプローチもあり、法規からのアプローチと呼ばれるが、一方主義とも呼ばれる。双方主義と一方主義は、その際に用いられる抵触規則が双方的か一方的かの違いにとどまらず、法の「抵触」とはそもそも何を意味するのか、自国の国際私法以外の他国の国際私法の存在をそもそも認めるのかなど、根本的な点について態度の違いがある。反致（法の適用に関する通則法（以下では「通則法」と略称）41条）や先決問題の準拠法（最判平成12・1・27 参照）その他から看取される、我が国国際私法の判例・学説・立法の特色は、この双方主義的な傾向が非常に強い点にあると考えられる（最近の典型として、「天下無双の通則法」と表現する、道垣内正人・ポイント総論〔第2版〕210頁）。しかし、この傾向は諸外国と比較してあまりに行き過ぎたものであるように、私には思われた。諸外国に目を向けると、その一方主義的傾向として、ヨーロッパでは強行法規の特別連結論、アメリカではいわゆる革命的抵触法理論が、従来指摘されていた。しかし、最近のヨーロッパでは、EU法における「相互承認」原則や、登録パートナーシップその他の身分関係に関連して提唱される新たな「承認」論が大きく発展している。EU法における相互承認原則は、従来の研究では、準拠法選択と判決承認という国際私法の2つの方法論の観点から整理したが、ある構成国が渉外的法律関係について自らの国際私法による規律（例。準拠法がA国法となる、外国判決を承認要件を満たさないとして承認しない、など）を貫徹せずに譲歩をするものと捉えられる。第1に、EUのような経済社会統合と構成国間の相互信頼がなくても、これに代わるなんらかの要請があれば、法廷地国際私法の視点が、他の規律・視点に譲歩・後退することもありうるのでないか。第2に、外国判決の承認、反致、先決問題なども、法廷地国際私法の視点・規律の譲歩という点では統一的に捉えることができるのではないか。

また、登録パートナーシップに関しては、ヨーロッパ各国は、自国における登録については自国法により規律し登録ができる場合を限定するという形で一方的に規律し、外国で登録されたパートナーシップについては「承認」する、という規律がかなり一般的な規律方法となっている。このような動向に着目した Lagarde の2004年論文（Lagarde, RabelsZ 2004）にも示唆を受けてすでに検討を行ったが、従来の研究を再度見直すと、上記のように双方主義的な法廷地国際私法の視点・規律の譲歩という観点からの再整理・再検討が可能であるように思われた。

以上が本研究の背景と基本構想であった。

2. 研究の目的

本研究は、以上のような背景のもと、とくにヨーロッパ国際私法における「承認」という方法論の発展などの新たな展開を受けて、この動向を我が国の国際私法学としてどのように受け止めるかについて考えるものであった。準拠法選択と外国判決の承認という2つの国際私法方法論の観点からの分析を発展・展開させて、本研究では、法廷地の双方主義的な抵触規則による、渉外的法律関係に対する規律が貫徹されず、例外的には席を譲る場面もあるのではないか、そのような場面として考えられる反致などと共に通する要素があるとすればそれは何であり、そのような要素を使って上記のように法廷地国際私法による規律が貫徹されない場合を定式化することができないかを探求することを目的とした。その際、人権にも着目し、個人に着目する点で、EU法のEU市民権からする承認の議論との共通点を見出すことも可能であると考えた。

3. 研究の方法

ヨーロッパを中心とする判例および学説の分析を基礎として、我が国における状況との比較法的方法による。ヨーロッパにおける判例には、EUの欧州司法裁判所の判例、欧州人権裁判所の判例、各是国内裁判所の判例を検討する。

4. 研究成果

本研究の主たる成果は、EU法に関するものと、基本的人権に関するものの2つに大別される。

EU法における「承認」論の展開については、次のような検討を行った。

第1に、物・人・サービス・資本の自由移動に関して伝統的に認められてきた相互承認原則について、欧州司法裁判所の Cassis de Dijon 事件判決をもとにその意味内容を確認した。第2に、EU市民権の導入による新たな展開について、欧州司法裁判所の Case C-353/06, Grunkin and Paul などの検討を行った。

以上から、「承認」論は、準拠法選択と外国判決の承認という国際私法方法論の意味における承認に一致するものでないことが明らかになった。

なお、EU市民権に関する検討との関連で、構成国の国内管轄事項である構成国国籍の得喪、具体的には帰化取消しについて、EU市民権の観点からEU法による制約があり得るとした、欧州司法裁判所の Rottmann 事件先決裁定（Case C-135/08）について検討を行った。

次に、基本的人権の観点からの「承認」論の展開については、欧州人権裁判所の2007年6月27日の Wagner v. Luxembourg 事件判決の

検討を行った。本来ならばルクセンブルクでは承認されないはずのペルーの養子決定が、欧州人権条約の保護する、家族生活の尊重を受ける権利という観点から、承認しないと欧州人権条約違反になるとして承認が求められたものである。一般化すると、外国で成立した家族法上の地位が、法廷地国際私法により成立を認められないことが、家族生活の尊重を受ける権利などの人権に照らして、問題とされる。したがって法廷地の国際私法にもかかわらず、「承認」が求められるという現象である。これについては、上記と同様、「承認」という方法に一致するものではないが、法廷地国際私法による規律の後退が要請されており、双方主義的傾向の強いわが国国際私法にとって大きなインパクトがある、という報告を国際法学会において行い、論文として公表するべく作業を現在進めている。なお、以上の研究を進める過程で、以下のようにいくつかの副次的成果が得られた。

仲裁合意を支援するために英國裁判所が訴訟差止命令 (anti suit injunction) を発令することが、裁判管轄及び判決の承認に関するEUのブリュッセルI規則に違反するとした、歐州司法裁判所のWest Tankers事件についての判例研究を行い、公表した。

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律の制定に伴い、主権免除をめぐる国際私法上の問題について再検討を行い、学会報告を行った。

EUにおけるブリュッセルI規則の消費者契約について国際裁判管轄の特則が、インターネットを通じた取引の場合にどのように解釈されるのかについての判断を示した歐州司法裁判所の2010年の先決裁定の検討を行った。

法の適用に関する通則法の解釈論として、権利能力、失踪宣告、契約に関する規定の注釈を公表することで、判例学説の整理を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者は下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

- ①中西康、インターネットによる消費者契約事件の国際裁判管轄(EU法の最前線第142回), 貿易と関税, 査読無し, 60巻2号, 2012年, 78-72頁
- ②中西康、義務履行地に基づく国際裁判管轄を認めるために必要な管轄原因事実の証明(東京地裁平成21年11月17日判決評釈), 平成22年度重要判例解説(ジュリスト), 1420号, 査読無し, 2011年, 361-363頁
- ③中西康、構成国による帰化取消しに対するEU市民権からの制約—Rottmann事件(EU法の最前線第128回), 貿易と関税, 58巻12号,

査読無し, 2010年, 72-67頁

④中西康、外国会社の取締役に対して、当該会社を偽装倒産させたことによる責任を追及する損害賠償請求に関する訴えにつき、我が国の国際裁判管轄を否定した事例(東京地裁平成20年6月11日判決評釈), 私法判例リマーカス, 40号, 2010年, 査読無し, 146-149頁

⑤中西康、仲裁合意を支援するための訴訟差止命令とブリュッセルI規則(EU法の最前線第116回), 貿易と関税, 57巻12号, 査読無し, 2009年, 75-70頁

〔学会発表〕(計2件)

①中西康、国際私法の基本構造に対する人権概念のインパクト, 国際法学会, 2011年10月9日, 関西学院大学

②中西康、主権免除をめぐる国際私法上の問題, 国際法協会日本支部, 2010年4月17日, 東京大学

〔図書〕(計3件)

①櫻田嘉章=道垣内正人編, 注釈国際私法第1巻, 有斐閣, 2011年, 「権利能力」97-102頁, 「6条」124-138頁, 「7条」179-198頁, 「8条」199-212頁を分担執筆

②潮見佳男=中田邦博=松岡久和編, 概説国際物品売買条約, 法律文化社, 2010年, 「第1章 CISGの成立 III 最終規定 IV CISGと関連する条約・国際準則」11-19頁を分担執筆

③中村民雄=須綱隆夫編, EU法基本判例集〔第2版〕, 日本評論社, 2010年, 「無差別的措置と『数量制限と同等の効果を有する措置』カシス・ド・ディジョン事件」175-180頁を分担執筆

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

中西 康（京都大学・大学院法学研究科・教授）

研究者番号：50263059

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし